

第2章 北米地域にみる厚生労働施策の概要と最近の動向

第1節 アメリカ合衆国 (United States of America)

労働施策

(参考) 1ドル=79.79円 (2012年期中平均)

1 経済情勢

2007年以降のサブプライム住宅ローン問題に端を発する住宅金融市場の混乱、エネルギー価格高騰等の影響を受けた個人消費の減速等からの内需の落ち込みにより、

2007年12月から景気後退局面に入り、2008年、2009年は共にマイナス成長を記録した。2010年以降はその後の景気刺激策によりプラス成長に転じ、景気は緩やかに回復している。

表 2-1-1 実質 GDP 成長率

| 年 四半期 | 2002 | 2003 | 2004 | 2005 | 2006 | 2007 | 2008 | 2009 | 2010 | 2011 | | | | 2012 | | | |
|---------------|------|------|------|------|------|------|------|------|------|------|-----|-----|-----|------|-----|-----|-----|
| | | | | | | | | | | Q1 | Q2 | Q3 | Q4 | Q1 | Q2 | Q3 | |
| 実質 GDP 成長率 | 1.8 | 2.5 | 3.5 | 3.1 | 2.7 | 1.9 | -0.3 | -3.1 | 2.4 | 1.8 | 0.1 | 2.5 | 1.3 | 4.1 | 2.0 | 1.3 | 2.7 |

資料出所：連邦商務省経済分析局 (BEA) ホームページ
注：四半期の数字は季節調整値、前期比年率

2 雇用・失業対策

(1) 雇用・失業情勢

失業率は、2004年以降、低下傾向が続き、2006、2007年は4.6%となったが、その後は上昇に転じた。2008年夏以降金融危機の影響を受け急激に悪化し、2009年10月の失業率は10.0%となり、1983年6月以来、26年4か月ぶりの高い水準となった。その後、景気

が緩やかに回復したのを受けて、失業率も緩やかに低下し、2011年12月には8.5%となった。その後は8パーセント前後で推移している。民間部門の非農業部門雇用者数は2008年1月から2010年1月までの2年間に約880万人減少した。2010年3月から、民間部門の非農業部門雇用者数は増加に転じているものの、2010年3月から2012年12月までの増加数は約520万人に留まっている。

表 2-1-2 雇用・失業の動向

| 年 月 | 2002 | 2003 | 2004 | 2005 | 2006 | 2007 | 2008 | 2009 | 2010 | 2011 | | 2012 | | | | | |
|--------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|
| | | | | | | | | | | Q3 | Q4 | Q1 | Q2 | Q3 | Q4 | | |
| 労働力人口 | 144,863 | 146,510 | 147,401 | 149,320 | 151,428 | 153,124 | 154,287 | 154,142 | 153,889 | 153,617 | 153,702 | 154,017 | 154,975 | 154,629 | 154,866 | 154,899 | 155,469 |
| 就業者数 | 136,485 | 137,736 | 139,252 | 141,730 | 144,427 | 146,047 | 145,362 | 139,877 | 139,064 | 139,869 | 139,848 | 140,660 | 142,469 | 141,883 | 142,228 | 142,463 | 143,303 |
| 失業者数 | 8,378 | 8,774 | 8,149 | 7,591 | 7,001 | 7,078 | 8,924 | 14,265 | 14,825 | 13,747 | 13,854 | 13,356 | 12,506 | 12,747 | 12,638 | 12,437 | 12,166 |
| 失業率 | 5.8 | 6.0 | 5.5 | 5.1 | 4.6 | 4.6 | 5.8 | 9.3 | 9.6 | 8.9 | 9.0 | 8.7 | 8.1 | 8.2 | 8.2 | 8.0 | 7.8 |
| 男性 | 5.9 | 6.3 | 5.6 | 5.1 | 4.6 | 4.7 | 6.1 | 10.3 | 10.5 | 9.4 | 9.4 | 9.0 | 8.2 | 8.3 | 8.4 | 8.2 | 7.9 |
| 女性 | 5.6 | 5.7 | 5.4 | 5.1 | 4.6 | 4.5 | 5.4 | 8.1 | 8.6 | 8.5 | 8.6 | 8.3 | 7.9 | 8.1 | 7.9 | 7.8 | 7.7 |
| 16～19歳 | 16.5 | 17.5 | 17.0 | 16.6 | 15.4 | 15.7 | 18.7 | 24.3 | 25.9 | 24.4 | 24.8 | 23.6 | 24.0 | 24.1 | 24.3 | 24.0 | 23.6 |
| 20～24歳 | 9.7 | 10.0 | 9.4 | 8.8 | 8.2 | 8.2 | 10.2 | 14.7 | 15.5 | 14.6 | 14.5 | 14.1 | 13.3 | 13.4 | 13.3 | 13.2 | 13.2 |

資料出所：連邦労働省労働統計局 (BLS) "Current Population Survey"
注：四半期の数字は季節調整値。

[北米地域にみる厚生労働施策の概要と最近の動向 (米国)]

表 2-1-3 非農業部門雇用者数・失業者数・失業率の月次推移

| 米国 | 非農業部門雇用者数 (千人) | | うち民間部門 (千人) | | 失業者数 (千人) | | 失業率 (%) | |
|----------|-------------------|--------|----------------|-------|--------------|--------|------------|--------|
| | | 対前期差 | | 対前期差 | | 対前期差 | | 対前期差 |
| 2010年1月 | 129,360 | (▲13) | 106,876 | (▲17) | 15,016 | (▲79) | 9.8 | (▲0.1) |
| 2010年2月 | 129,320 | (▲40) | 106,850 | (▲26) | 15,078 | (62) | 9.8 | (0.0) |
| 2010年3月 | 129,474 | (154) | 106,961 | (111) | 15,192 | (114) | 9.9 | (0.1) |
| 2010年4月 | 129,703 | (229) | 107,131 | (170) | 15,281 | (89) | 9.9 | (0.0) |
| 2010年5月 | 130,224 | (521) | 107,233 | (102) | 14,856 | (▲425) | 9.6 | (▲0.3) |
| 2010年6月 | 130,094 | (▲130) | 107,327 | (94) | 14,475 | (▲381) | 9.4 | (▲0.2) |
| 2010年7月 | 130,008 | (▲86) | 107,430 | (103) | 14,542 | (67) | 9.5 | (0.1) |
| 2010年8月 | 129,971 | (▲37) | 107,559 | (129) | 14,673 | (131) | 9.5 | (0.0) |
| 2010年9月 | 129,928 | (▲43) | 107,672 | (113) | 14,577 | (▲96) | 9.5 | (0.0) |
| 2010年10月 | 130,156 | (228) | 107,860 | (188) | 14,584 | (7) | 9.5 | (0.0) |
| 2010年11月 | 130,300 | (144) | 108,014 | (154) | 15,094 | (510) | 9.8 | (0.3) |
| 2010年12月 | 130,395 | (95) | 108,128 | (114) | 14,354 | (▲740) | 9.3 | (▲0.5) |
| 2011年1月 | 130,464 | (69) | 108,208 | (80) | 13,992 | (▲362) | 9.1 | (▲0.2) |
| 2011年2月 | 130,660 | (196) | 108,451 | (243) | 13,798 | (▲194) | 9.0 | (▲0.1) |
| 2011年3月 | 130,865 | (205) | 108,674 | (223) | 13,716 | (▲82) | 8.9 | (▲0.1) |
| 2011年4月 | 131,169 | (304) | 108,977 | (303) | 13,872 | (156) | 9.0 | (0.1) |
| 2011年5月 | 131,284 | (115) | 109,160 | (183) | 13,871 | (▲1) | 9.0 | (0.0) |
| 2011年6月 | 131,493 | (209) | 109,337 | (177) | 13,964 | (93) | 9.1 | (0.1) |
| 2011年7月 | 131,571 | (78) | 109,543 | (206) | 13,817 | (▲147) | 9.0 | (▲0.1) |
| 2011年8月 | 131,703 | (132) | 109,672 | (129) | 13,837 | (20) | 9.0 | (0.0) |
| 2011年9月 | 131,928 | (225) | 109,928 | (256) | 13,910 | (73) | 9.0 | (0.0) |
| 2011年11月 | 132,268 | (174) | 110,299 | (197) | 13,325 | (▲371) | 8.6 | (▲0.3) |
| 2011年12月 | 132,498 | (230) | 110,548 | (249) | 13,049 | (▲276) | 8.5 | (▲0.1) |
| 2012年1月 | 132,809 | (311) | 110,871 | (323) | 12,748 | (▲301) | 8.3 | (▲0.2) |
| 2012年2月 | 133,080 | (271) | 111,136 | (265) | 12,806 | (58) | 8.3 | (0.0) |
| 2012年3月 | 133,285 | (205) | 111,344 | (208) | 12,686 | (▲120) | 8.2 | (▲0.1) |
| 2012年4月 | 133,397 | (112) | 111,464 | (120) | 12,518 | (▲168) | 8.1 | (▲0.1) |
| 2012年5月 | 133,522 | (125) | 111,616 | (152) | 12,695 | (177) | 8.2 | (0.1) |
| 2012年6月 | 133,609 | (87) | 111,694 | (78) | 12,701 | (6) | 8.2 | (0.0) |
| 2012年7月 | 133,762 | (153) | 111,871 | (177) | 12,745 | (44) | 8.2 | (0.0) |
| 2012年8月 | 133,927 | (165) | 112,002 | (131) | 12,483 | (▲262) | 8.1 | (▲0.1) |
| 2012年9月 | 134,065 | (138) | 112,120 | (118) | 12,082 | (▲401) | 7.8 | (▲0.3) |
| 2012年10月 | 134,225 | (160) | 112,337 | (217) | 12,248 | (166) | 7.9 | (0.1) |
| 2012年11月 | 134,472 | (247) | 112,593 | (256) | 12,042 | (▲206) | 7.8 | (▲0.1) |
| 2012年12月 | 134,688 | (196) | 112,795 | (202) | 12,206 | (164) | 7.8 | (0.0) |

出所：連邦労働省労働統計局 "Current Employment Statistics"、"Current Population Survey"

注1：雇用者数の2012年12月分は速報値。

注2：季節調整済値。

注3：失業者数及び失業率は16歳以上の者。

米国は欧州諸国と比較して労働市場の柔軟性が高く、従来は長期間失業する者が比較的低水準であったが、景気の回復がこれまでの景気回復期に比べ緩やかであるこ

ともあり、2007年12月以降の景気後退期では長期間(27週間以上)の失業者の全体に占める割合が増加している。

表 2-1-4 失業者の失業期間別構成比の推移

| 年 | 2003 | 2004 | 2005 | 2006 | 2007 | 2008 | 2009 | 2010 | 2011 | 2012 |
|---------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 合計 | 100.0 | 100.0 | 100.0 | 100.0 | 100.0 | 100.0 | 100.0 | 100.0 | 100.0 | 100.0 |
| 5週未満 | 31.7 | 33.1 | 35.1 | 37.3 | 35.9 | 32.8 | 22.2 | 18.7 | 19.5 | 21.1 |
| 5～14週間 | 29.8 | 29.2 | 30.4 | 30.3 | 31.5 | 31.4 | 26.8 | 22.0 | 21.8 | 22.9 |
| 15～26週間 | 16.4 | 15.9 | 14.9 | 14.7 | 15.0 | 16.0 | 19.5 | 16.0 | 15.0 | 14.9 |
| 27週以上 | 22.1 | 21.8 | 19.6 | 17.6 | 17.6 | 19.7 | 31.5 | 43.3 | 43.8 | 41.1 |

資料出所：連邦労働省労働統計局 (BLS) "Current Population Survey"

国際機関による経済動向と今後の見通し

(米労働施策)

ドイツ

フランス

英国

スウェーデン

E U

中国

業種別に雇用者数の推移を見ると、これまで減少が続いていた製造業の雇用者数が自動車生産の反動増もあり増加に転じ、卸売・小売業の雇用者数、運輸業、公益事業の雇用者数や娯楽、宿泊・飲食業の雇用者数も増加に

転じている。反面、引き続き厳しい住宅市場の動向もあり、建設業の雇用者数は横ばいとなっている。また、地方政府の財政悪化による人員削減の影響を受け、政府部門の雇用者数は大幅減少となっている。

表 2-1-5 米国における産業別非農業部門雇用者数の推移

| 年 | | 2003 | 2004 | 2005 | 2006 | 2007 | 2008 | 2009 | 2010 | 2011 | 2012 |
|-----------------|--|-------------------|--------------------|--------------------|--------------------|--------------------|---------------------|---------------------|-------------------|--------------------|---------------------|
| 非農業部門雇用者数計 | | 130,100 (-350) | 131,509 (1,409) | 133,747 (2,238) | 136,125 (2,378) | 137,645 (1,520) | 136,852 (-793) | 130,876 (-5,976) | 129,917 (-959) | 131,497 (1,580) | 133,7388 (2,241) |
| 民間部門 | | 108,517 (-420) | 109,888 (1,371) | 111,943 (2,055) | 114,151 (2,208) | 115,427 (1,276) | 114,342 (-1,085) | 108,321 (-6,021) | 107,427 (-894) | 109,411 (1,984) | 111,821 (2,410) |
| 鉱業・伐木搬出業 | | 572 (-11) | 591 (19) | 628 (37) | 684 (56) | 724 (40) | 767 (43) | 694 (-73) | 705 (11) | 788 (83) | 851 (63) |
| 建設業 | | 6,735 (19) | 6,976 (241) | 7,336 (360) | 7,691 (355) | 7,630 (-61) | 7,162 (-468) | 6,016 (-1,146) | 5,518 (-498) | 5,533 (15) | 5,640 (107) |
| 製造業 | | 14,509 (-750) | 14,315 (-194) | 14,227 (-88) | 14,155 (-72) | 13,879 (-276) | 13,406 (-473) | 11,847 (-1,559) | 11,528 (-319) | 11,726 (198) | 11,918 (192) |
| 耐久財 | | 8,964 (-521) | 8,925 (-39) | 8,956 (31) | 8,981 (25) | 8,808 (-173) | 8,463 (-345) | 7,284 (-1,179) | 7,064 (-220) | 7,273 (209) | 7,462 (189) |
| 非耐久財 | | 5,546 (-228) | 5,390 (-156) | 5,271 (-119) | 5,174 (-97) | 5,071 (-103) | 4,943 (-128) | 4,564 (-379) | 4,464 (-100) | 4,453 (-11) | 4,476 (3) |
| 卸売・小売業、運輸業、公益事業 | | 25,287 (-210) | 25,533 (246) | 25,959 (426) | 26,276 (317) | 26,630 (354) | 26,293 (-337) | 24,906 (-1,387) | 24,636 (-270) | 25,065 (429) | 25,517 (452) |
| 小売業 | | 14,917 (-108) | 15,058 (141) | 15,280 (221) | 15,353 (74) | 15,520 (167) | 15,283 (-237) | 14,522 (-761) | 14,440 (-82) | 14,668 (227) | 14,875 (208) |
| 情報産業 | | 3,188 (-207) | 3,118 (-70) | 3,061 (-57) | 3,038 (-23) | 3,032 (-6) | 2,984 (-48) | 2,804 (-180) | 2,707 (-97) | 2,674 (-33) | 2,679 (5) |
| 金融、保険、不動産業 | | 8,078 (122) | 8,105 (27) | 8,197 (92) | 8,367 (170) | 8,348 (-19) | 8,206 (-142) | 7,838 (-368) | 7,695 (-143) | 7,697 (2) | 7,787 (90) |
| 専門・対企業サービス | | 15,987 (11) | 16,394 (407) | 16,954 (560) | 17,566 (612) | 17,942 (376) | 17,735 (-207) | 16,579 (-1,156) | 16,728 (149) | 17,332 (604) | 17,928 (596) |
| 労働者派遣業 | | 2,224 (31) | 2,387 (163) | 2,549 (162) | 2,637 (88) | 2,597 (-40) | 2,348 (-249) | 1,823 (-525) | 2,094 (270) | 2,313 (219) | 2,508 (195) |
| 教育、医療、福祉 | | 16,588 (389) | 16,953 (365) | 17,372 (419) | 17,826 (454) | 18,322 (496) | 18,838 (516) | 19,193 (355) | 19,531 (338) | 19,883 (352) | 20,319 (436) |
| 娯楽業、宿泊・飲食業 | | 12,173 (187) | 12,493 (320) | 12,816 (323) | 13,110 (294) | 13,427 (317) | 13,436 (9) | 13,077 (-359) | 13,049 (-28) | 13,353 (304) | 13,745 (392) |
| その他サービス | | 5,401 (29) | 5,409 (8) | 5,395 (-14) | 5,438 (43) | 5,494 (56) | 5,515 (21) | 5,367 (-148) | 5,331 (-36) | 5,360 (29) | 5,437 (77) |
| 政府 | | 21,583 (70) | 21,621 (38) | 21,804 (183) | 21,974 (170) | 22,218 (244) | 22,509 (291) | 22,555 (46) | 22,490 (-65) | 22,086 (-404) | 21,917 (-169) |

資料出所：連邦労働省労働統計局 (BLS) "Current Employment Statistics"
注 1. カッコ内は前年との差。
注 2. 2012 年の値は速報値。

(2) 雇用・失業対策の実施機関等

イ 概要

基本的に州において行われており、各州の労働担当部局（名称は Department of Labor、Department of Labor & Workforce Development、Department of Employment Security など）が所掌している。連邦政府の主要な役割は連邦法に基づく指示・監督、連邦助成金予算の配分、技術的援助であり、連邦労働省が担当

している。連邦労働省雇用訓練局（Employment and Training Administration : ETA）が雇用及び職業訓練に係る政策・法令を所掌している。

1933年制定のワグナー・ペイザー法 (Wagner-Peyser Act) により、全国職業サービス制度を全米に設置することが規定されている。また、クリントン大統領時代の1998年に制定された労働力投資法 (Workforce Investment Act of 1998: WIA) により、各州・各地域におい

て労働力投資委員会 (Workforce Investment Board: WIB) ¹⁾ が創設されるとともに、求職者が1か所で、職業紹介、失業保険、教育・職業訓練情報などのサービスを受けられるワンストップの職業センターを各州が整備することが規定された。²⁾ これ以降、連邦政府の指導のもと各州で整備が進められ、現在、全国で2,750か所運営されている。職員の多くは州労働省の公務員であるが、州政府の他部門の職員や訓練機関関係者、民間従業者などが勤務している場合も多い。

実際の職業訓練プログラムは各地域に設立された労働力投資委員会 (WIB) が州の労働力投資委員会が定めた計画に基づき、各地域の実情に応じて詳細を決めている。

なお、センターの運営は各地域に設立された労働力投資委員会 (WIB) から委託を受けた委託機関 (Agency) が行っている場合もある。

公共職業サービス機関の運営財源は一次的には州の財源によるが、連邦政府はワグナー・ペイザー法に基づき、各州に対して、公共職業サービス機関の運営について助成金を支給している (連邦労働省の2012会計年度予算では、州職業サービス業務取扱事務費 (Employment Service Grants to States) に約7億ドル計上されている)。

公的な職業能力開発専門の施設はなく、職業能力開発を必要とする者は、センターへ赴き、そこで相談の上、必要な場合には職業訓練実施者を紹介される。職業訓練実施者には、大学、カレッジ、コミュニティー・カレッジ³⁾、民間の自動車学校、コンピュータ学校などがある。

□ 雇用機会税控除 (Work Opportunity Tax Credit: WOTC)

就業が困難である集団に属する求職者を雇い入れた雇

主に法人税の控除を行う制度である。⁴⁾ 下記に示す集団のいずれかに属する者を雇い入れた雇用主が対象である。なお、いずれの場合も、家族従業員や過去に従業員であった者は対象外である。

- (イ) 貧困家庭一時扶助 (TANF) ⁵⁾ の長期受給者で、
 - 雇用日 (hiring date) まで18か月間連続で受給していた
 - 延べ18か月間受給していて、延べ期間が18か月に到達した日から雇用日までの期間が2年に満たない
 - 雇用日までの2年間までに州法又は連邦法で定める貧困家庭一時扶助 (TANF) の受給期間を使い切った
 のいずれかに該当する者。

- (ロ) (イ) に該当しない者で、雇用日までの18か月の期間のうち9か月間貧困家庭一時扶助 (TANF) 給付を受けていた者。

- (ハ) 退役軍人で、
 - a 補足的栄養支援 (SNAP) を雇用日までの12か月中3か月以上受給している家族に属する者。
 - b 軍務中に障害を負い、退役から雇用日までの期間が1年以内の者。
 - c 軍務中に障害を負い、過去1年のうち6か月以上失業している者。
 - d 過去1年のうち4週間以上6か月未満失業している者。
 - e 過去1年のうち6か月以上失業している者。

- (ニ) 元重罪犯人 (ex-felon) で、有罪判決又は釈放から1年以内の者。

■ 1) 各地域の労働力投資委員会 (WIB) は各州に設置された州労働力投資委員会 (WIB) が策定した就職支援、職業訓練計画に基づき各地域に応じたプログラムの管理運営を行う。

■ 2) 呼称は、州によってワンストップ・センター (One-stop Center)、Employment Office, Job Center など様々である。連邦労働省は2012年6月以降、American Job Center との名称を用いるよう各州に呼びかけている。なお、一部のセンターでは一部のサービスのみが提供されている。

■ 3) コミュニティー・カレッジとは、州及び地域により設立・運営されている2年制の高等教育機関で、日本でいう短大に相当する。ハイテク産業、マスコミ、ファッション、アート、旅行業、ホテル、映画・テレビ、美容、スポーツなどの分野で実践的なプログラムを数多く提供している。一般的に学費が安く、1クラスあたりの学生数が少なく、学生に対してきめ細かい指導を提供しているといわれる。米国の職業能力開発に大きな役割を果たしている。

■ 4) 雇用機会税控除については、1996年の創設以降、時限立法として複数回期限が延長されてきた。2011年末をもって、退役軍人を対象とした控除を除き期限切れを迎えていたが、2012年米国納税者救済法 (American Taxpayer Relief Act of 2012) により、2011年末まで遡及したうえで、2013年末まで期間が延長されている。

■ 5) 貧困家庭一時扶助 (TANF) は児童や妊婦のいる貧困家庭に対して現金給付を行う制度である。詳しくは社会保障4を参照のこと。

国際機関による経済動向と今後の見通し

(米) 労働施策

ドイツ

フランス

英国

スウェーデン

EU

中国

(ホ) 18歳から39歳で、連邦住宅開発省又は連邦農務省が指定したエンパワメント・ゾーン(Empowerment Zone)⁶⁾又は農村部再生郡(Rural Renewal County)に居住する者。

(ハ) 障害を持つ者で、州や連邦退役軍人局が認定したりハビリプログラムを修了した者。

(ト) 16、17歳で過去に就労したことが無く、毎年5月1日から9月15日の間雇われる者で、連邦住宅開発省又は連邦農務省が指定したエンパワメント・ゾーン(Empowerment Zone)に居住する者。

(フ) 18歳から39歳で、雇用日までの過去6か月補足的栄養支援(SNAP)給付を受けている家族に属する者、又は過去5か月のうち3か月以上補足的栄養支援(SNAP)給付を受けている家族に属する者。

(リ) 補足的所得保障(SSI)⁷⁾受給者で、過去60日間のいずれかの月に給付を受けていた者。

雇用主に対する控除額は、当初1年間((イ)に該当する場合には当初2年間)の賃金を対象として以下の表のとおり。

(3) 若年者雇用対策

表 2-1-6 雇用機会税控除(WOTC)による税控除額

| | | 年間の労働時間 | |
|------------------------------|-----|-------------------|----------------------|
| | | 400 時間以上 | 120 時間以上 400 時間未満 |
| (イ) 貧困家庭一時扶助(TANF)の長期受給者 | 1年目 | 10,000ドルまでの賃金の40% | 10,000ドルまでの賃金の25% |
| | 2年目 | 10,000ドルまでの賃金の50% | なし |
| (ロ) (イ)以外の貧困家庭一時扶助の受給者 | 1年目 | 6,000ドルまでの賃金の40% | 6,000ドルまでの賃金の25% |
| (ハ) 退役軍人 | | | |
| a 補足的栄養支援(SNAP)の受給者 | 1年目 | 6,000ドルまでの賃金の40% | 6,000ドルまでの賃金の25% |
| b 障害があり退役1年以内 | 1年目 | 12,000ドルまでの賃金の40% | 12,000ドルまでの賃金の25% |
| c 障害があり過去1年で6か月以上失業 | 1年目 | 24,000ドルまでの賃金の40% | 24,000ドルまでの賃金の25% |
| d 過去1年で4週間以上6か月以内失業 | 1年目 | 6,000ドルまでの賃金の40% | 6,000ドルまでの賃金の25% |
| e 過去1年で6か月以上失業 | 1年目 | 14,000ドルまでの賃金の40% | 14,000ドルまでの賃金の25% |
| (ニ) 元重罪犯人 | 1年目 | | |
| (ホ) 18～39歳で指定地域に住む者 | 1年目 | 6,000ドルまでの賃金の40% | 6,000ドルまでの賃金の25% |
| (ハ) 障害があり、当局認定のハビリプログラムの修了者 | 1年目 | | |
| (ト) 16・17歳で指定地域に住み、夏期に働く者 | 1年目 | 3,000ドルまでの賃金の40% | 3,000ドルまでの賃金の25% |
| (フ) 18～39歳で補足的栄養支援(SNAP)の受給者 | 1年目 | | |
| (リ) 補足的所得保障(SSI)の受給者 | 1年目 | 6,000ドルまでの賃金の40% | 6,000ドルまでの賃金の25% |

資料出所：内国歳入庁及び連邦労働省の資料を基に厚生労働省大臣官房国際課にて作成。

市場原理重視かつ自助原則の国柄であり、若年者のみに焦点を当てた雇用対策は少ない。ただし、社会的に不利な立場に置かれた若者に対するプログラムであるジョブ・コア(Job Corps)に対して約17億ドル(2012会計年度：2011年10月～2012年9月)もの予算を投入するなど、積極的な働きかけを実施している。

イ ジョブ・コア

社会的に不利な立場にある青少年等に対し合宿訓練を実施し、規律と技能・知識を習得させ、教育・職業訓練を実施するプログラムである。全国125か所で実施されており、うち28か所は国立公園などの「自然保護」を担う職業従事者養成センターとして農務省林野部が運営、その他は労働省から民間企業等が受託して運営している。

■ 6) 補助金と税制上の優遇措置をインセンティブとして民間資金の導入を図り、指定された都市地域の自由市場環境を整え、衰退したコミュニティーを活性化させ雇用を創出することを目的として指定されている。
 ■ 7) 補足的所得保障(SSI)とは、連邦政府により65歳以上の高齢者又は障害者のうち資産及び所得に関する条件を満たす者に対して行われる給付。詳しくは社会保障4を参照のこと。

以下の要件全てに該当した者が入所できる。

- 16～24歳であること⁸⁾。
- 低所得であること。
- 教育及び雇用に際し、学校を中退した、家出した、里子であるなどの不利な立場にあること。

なお、2010年7月から2011年6月の期間における入所者の64.7%は高校中退者、47.1%は読解力が6年生レベル以下、60.3%は算数・数学の能力が6年生レベル以下であった。⁹⁾

ジョブ・コア・プログラムに参加する者は基本的に寮に宿泊しながら基礎的な学習や職業訓練を受ける。受講する教育・訓練はキャリア開発サービスシステム (Career Development Services System: CDSS)¹⁰⁾ を用いて各参加者個人に応じたプログラムが提供される。滞在期間は最大2年で、平均1年程度であり、受講費用は居住費・食費等を含め無料である。

2010年7月から2011年6月の期間の修了者のうち、就職した者の割合は83.1%、フルタイムで就職した者の割合は60.1%、12か月後に在職していた者の割合は63.7%であった。

表 2-1-7 ジョブ・コアの参加者数及び新規参加者数

| 年 月 | (人) | | | |
|--------|---------------------|---------------------|---------------------|---------------------|
| | 2007年7月～ 2008年6月 | 2008年7月～ 2009年6月 | 2009年7月～ 2010年6月 | 2010年7月～ 2011年6月 |
| 新規参加者数 | 63,343 | 60,897 | 59,842 | 56,202 |
| 平均参加者数 | 41,017 | 41,853 | 43,201 | 42,793 |

資料出所：連邦労働省資料を基に厚生労働省大臣官房国際課にて作成。
注：ジョブコアの事業年度は7月から翌年6月となっている。

□ 労働力投資法若年プログラム (WIA Youth For-

mula-Funded Grant Programs)

ワンストップの職業センターと連携した地方公共団体等で実施される14～21歳の読み書き能力の不足など、就職が困難な者のニーズに沿った各種の就職や進学のための支援に対して連邦政府が給付金を提供するプログラムである。プログラムの内容は各地域の労働力投資委員会 (WIB) が決めるため、各地域によって異なる。

(4) 高齢者雇用対策 (高齢者地域社会サービス雇用事業 (Senior Community Service Employment Program: SCSEP))

イ 概要

1965年米国高齢者法第5編 (Title V of the Older Americans Act of 1965) に基づき、仕事がない低所得の高齢者のためにパートタイム労働の機会を提供し、一般の雇用に結びつけることを目的としており、高齢者に支払われる賃金などの経費が連邦政府から助成される。

ロ 適用範囲

55歳以上で失業しており、世帯所得が連邦貧困ガイドライン¹¹⁾ の125%(2012年においては、3人世帯の場合年23,863ドル) を超えない者。

ハ 具体的内容

州・地方政府や、連邦労働省から指定を受けた非営利団体が雇用機会の乏しい55歳以上の者を雇い入れる。参加者は、平均で週20時間、非営利団体や公共機関で訓練活動として福祉サービスの提供、環境美化、自然保護な

■ 8) 22歳～24歳の割合は全体の20%以下とするものとされている。また、障害者であれば年齢制限は課せられない。
 ■ 9) 入所者のその他の属性については“Job Corps Annual Report PY 2009～2010” (http://www.jobcorps.gov/aboutjobcorps/performance_planning.aspx からダウンロード可能) を参照のこと。
 ■ 10) キャリア開発サービスシステムは、以下の四つの段階から構成される。
 ・入所段階 (Outreach Admission: OA)
 ジョブ・コアに関する情報収集、入所申請、審査を経て入所後、キャリアのゴールを判断・設定し、受けられる職業訓練についての知識を得る。
 ・キャリア準備段階 (Career Preparation Period: CPP)
 入所後、職業検索、ITの基本知識、自己開発などについて基本的なスキルを身に付け、自分の価値観や興味を発見し、スタッフの支援を受け、「個人キャリア開発プラン」(Personal Career Development Plan: PCDDP) を作成し、今後受ける教育と職業訓練を選択する。
 ・キャリア開発段階 (Career Development Period: CDP)
 教育プログラムや職業訓練カリキュラムについて説明と指導を受けるとともに、対人コミュニケーション、問題解決能力、社会及び個人マネジメント能力に関しても指導を受ける。
 ・キャリア移行段階 (Career Transition Period: CTP)
 スタッフなどが、入所生の就職支援を行うとともに住宅など就職に必要なものについても調整を行う。
 ■ 11) 連邦貧困ガイドライン (Poverty Guidelines) とは、行政上使う指標として、連邦保健福祉省が連邦貧困基準 (Poverty Thresholds: 商務省センサス局が統計上貧困者を把握するために使用している) をもとに世帯人数ごとに毎年決めているもので、2012年においては3人世帯の場合年19,090ドル (アラスカ、ハワイを除く48州及びワシントンD.C.における水準)。連邦貧困ガイドラインと連邦貧困基準の詳細については、保健福祉省ホームページ (<http://aspe.hhs.gov/poverty/faq.shtml>) を参照のこと。

国際機関による経済動向と今後の見通し

(米 国 労働 施策)

ドイツ

フランス

英国

スウェーデン

EU

中国

どの地域サービスに従事する。

賃金は、連邦最低賃金（時給7.25ドル）、州最低賃金のいずれか高い方が支給される。参加者はこのほか、講義、指導、コミュニティー・カレッジの受講などの訓練や求職活動への支援が受けられる。また、このプログラムを実施するための経費が連邦政府から助成される。

(5) 失業保険制度等

イ 失業保険制度¹²⁾

(イ) 制度の概要

連邦失業税法 (Federal Unemployment Tax Act) の下、各州が同法で定められた一定の要件に基づいて独自のプログラムを管理運営している。制度の主要な目的は、①非自発的失業者に対する一時的所得補償②景気後退期における経済の安定確保であり、やむを得ない理由なき自発的失業者に対する給付は通常行われない。制度の実態は、各州のそれぞれ独立したプログラムの集合体であるが、連邦政府のガイドラインに沿っていることもあり、給付の対象者、給付期間、給付額等の基本的な項目については、各州最低限の水準は確保されている。なお、連邦政府職員、軍人、鉄道従業員については連邦政府等が運営する失業保険制度の適用を受ける¹³⁾。

(ロ) 根拠法令

連邦失業税法 (Federal Unemployment Tax Act) 及び社会保障法 (Social Security Act) 第3編、第9編及び第12編である。連邦失業税法は制度の適用範囲を定め、各州のプログラムに一定の要件を課すが、受給資格、欠格

条項、給付額、支給期間等制度の具体的詳細については州が決定する。また社会保障法は、各州への連邦補助金等に関する規定を定めている。

(ハ) 運営主体

州政府が主体となって運営し、連邦労働省雇用訓練局 (Employment and Training Administration) が監督を行っている。

(ニ) 財源

事業主負担の連邦失業保険税 (Federal Unemployment Insurance Tax) 及び各州の失業保険税 (アラスカ、ニュージャージー、ペンシルベニアの3州のみ本人負担がある)。各州の失業保険税は通常行われる (本来の) 失業給付の財源として、連邦失業保険税は給付期間延長にかかる給付の財源¹⁴⁾、各州の失業保険制度の監督事務経費及び州の失業給付に関わる貸付の財源として用いられている。

(ホ) 保険料率

連邦失業保険税は、各暦年における年間賃金のうち7,000ドルを超えない部分の6.0%とされている¹⁵⁾。ただし、州の失業保険税を期日までに納めている場合には¹⁶⁾原則として (適用される州の失業保険税率に関わらず) 5.4%分が控除され¹⁷⁾、0.6%となる¹⁸⁾。

各州の失業保険税率は州ごとに異なり、また、雇用者給付実績、レイオフ実績等に応じて事業所ごとに異なる。失業保険税の全米平均税率は、2011年において、課税

■12) 詳細については厚生労働省大臣官房国際課 (2011) 「2009～2010年海外情勢報告」特集アメリカを参照のこと。

■13) 連邦政府職員については連邦文官失業保険 (Unemployment Compensation for Federal Civilian Employees: UCFE)、軍人については退役軍人失業保険 (Unemployment Compensation for Ex-Service Members: UCX)、鉄道従業員については鉄道退職者委員会 (Railroad Retirement Board) が運営する失業保険制度の適用を受ける。

■14) 具体的には延長給付 (Extended Benefits) の50%は連邦政府が負担 (残り50%は州が負担。ただし、2009年2月に成立した2009年米国再生再投資法 (American Recovery and Reinvestment Act of 2009) 及びその後の延長措置により2013年12月31日までの時限措置で連邦政府が100%負担)、EUC 2008 (注)を参照。)は連邦政府が100%負担。

■15) 2011年6月末までは6.2%であった。

■16) 例えば、一部の州では役員は適用除外とされており、州失業保険税は徴収されないこととなっているが、連邦失業保険税は役員に対しても適用対象となっており、これらの者の7,000ドルまでの賃金に対しては6.0%の連邦失業保険税が徴収される。

■17) 連邦失業税法 Sec. 3304で定められる労働長官が認可する州失業保険プログラムに関する保険税は、州の失業保険税の適用税率が5.4%のいずれか低いほうまでが連邦失業保険税の控除対象となる。また、同法 Sec. 3303で定められた算定法を満たす場合には、実際の州失業保険税の適用税率に関わらず最大5.4%までが連邦失業保険税の控除対象となる。

■18) 州の失業保険基金が枯渇し連邦政府から借入れを行った場合で、1月1日に借入残高がある状態が2回以上続き、2年目の11月10日に借入残高がある場合、連邦失業保険税の控除は毎年0.3パーセントポイントずつ減らされていく。2011年においては、ミシガン州で0.9パーセント・ポイント、インディアナ州で0.6パーセント・ポイント、他18州で0.3パーセント・ポイント減らされている。

対象賃金の3.44%、賃金総額の0.92%である。また、課税対象となる賃金¹⁹⁾の上限も各州により異なる(年7,000～38,800ドル)。なお、各州は個別に州失業保険税を財源とした失業保険基金を設けており、失業給付が増加した際も給付できるようにしている。失業保険基金が枯渇した場合には連邦政府から借り入れることとなる²⁰⁾。

(ハ) 対象事業主

連邦失業保険税の対象となる事業主は①当該年又は前年のいずれかの四半期に合計1,500ドル以上の賃金を支払ったか、又は②1人以上の労働者を暦年で20週以上雇用する事業主である。ただし、農業においては①当該年又は前年のいずれかの四半期に合計20,000ドル以上の賃金を支払ったか、又は②10人以上の労働者を暦年で20週以上雇用する事業主である。なお、連邦・州・地方政府で働く者、外国政府・国際機関で働く者、一部の非営利団体、インディアンの部族等は対象外とされている。

州の失業保険制度は、州・地方政府で働く者、一部の非営利団体、インディアンの部族を対象とすることを義務づけられている。この他には連邦法上での規定はないが、連邦失業保険税の対象となる者は(ホ)で述べたように州の失業保険税を支払うことで連邦失業保険税の5.4%分が控除されるため、多くの州では連邦失業保険税を納める事業主は州の失業保険制度の対象事業主とされている。

(ト) 対象労働者

失業保険税を支払っている事業主に雇われている者で、大部分の州で役員も含む。入職時の「被保険者」届出等は特になく、受給要件に事後的に該当すれば受給できる。

(チ) 給付内容

失業手当のみ(州によっては扶養者増額有)で所得税の課税対象である。

(リ) 受給要件

州ごとに異なる。一般的には、①離職前直近5四半期中最初の4四半期間の算定期間²¹⁾中、2四半期について賃金の支払いを受けており、賃金が一定額以上あること、②求職の能力及び意欲があること、③離職理由が懲戒解雇又は自己都合でないこと、などとなっている。なお、①の賃金の条件は多くの州で1,000ドルから3,000ドル程度で設定されている。ワシントン州を除き労働時間は受給要件とされていない²²⁾。短期間・短時間の労働を行っている者も広く対象とされる制度となっている²³⁾。

(ヌ) 受給期間

特に連邦法上での定めはなく、州ごとに異なるが、大部分の州で26週を上限としている。ただし、失業率が高い場合には州法に基づき延長給付(extended benefits)が13週間又は20週間追加で支給されることとされている。²⁴⁾ また、2008年以降連邦政府による経済対策の一環として、緊急失業補償(Emergency Unemployment Compensation 2008、以下「EUC 2008」と言う。)による給付が2014年1月1日までの時限措置として行われている。延長に必要な連邦政府補助の受入れ判断をした州では、州の失業率の水準等により、表2-1-8のように最長で93週まで給付されることとされている²⁵⁾。なお、延長給付はEUC 2008が受けられる者の場合、EUC 2008による給付期間を使い果たした後に支払われる。

■19) 州によっては、労働者に対する食事等の現物支給を賃金に含めている場合もある。
 ■20) 連邦政府からの借入れは通常年利3.9%である。(2010年末までは無利子となっていた。)なお、返済の際には、利子部分は州失業保険税及び州失業保険基金から支出できないこととされている。
 ■21) 多くの州で、この条件に代えて直近4四半期間など、別の算定期間内で一定の雇用期間及び給与所得があれば受給を認めている。
 ■22) ワシントン州の労働時間の要件は、算定期間(4四半期間)において680時間以上。
 ■23) 州における具体例は厚生労働省大臣官房国際課(2011)「2009～2010年海外情勢報告」特集アメリカを参照のこと。
 ■24) 延長給付は失業率が高い状況下において失業給付期間が終了した失業者に対して支払われる給付であり、延長給付の支給が行われる条件は州が各自で設定している。通常は13週であるが、失業率が特に高い場合には更に7週追加給付を行い、20週給付を行っている州もある。
 ■25) 2012年6月1日までは最大99週であったが、2012年2月に成立した2012年中間層減税・雇用創出法(Middle Class Tax Relief and Job Creation Act of 2012)の規定により、移行措置を経て2012年9月以降最大93週となった。

表 2-1-8 失業保険給付の給付期間

| | 基本 | 州の状況に応じた追加措置 |
|---|-----|--|
| 既存の給付 | | |
| 本来給付 | 26週 | |
| 延長給付 (Extended Benefits) | | 13週又は20週(注) |
| 景気後退を受けて追加された給付 [EUC (Emergency Unemployment Compensation) 2008] | | |
| 2008年6月の措置 | 14週 | 9週 (失業率が7%以上の州) |
| 2008年11月の措置 | | |
| 2009年11月の措置 | | 14週(失業率が6%以上9%未満の州) 又は24週(失業率が9%以上の州) |

資料出所：連邦労働省資料を基に厚生労働省大臣官房国際課にて作成。
(注) 延長給付の支給が行われる条件は州が各自で設定している。

(ル) 給付水準

州ごとに異なるが、多くの州で州失業保険税の課税対象となった週当たり賃金の平均の5割程度の額とされており、最低額及び最高額の定めがある(週5ドル～653ドル程度(扶養者増額込みでは最大で979ドル))。

(7) 待機期間

州ごとに異なる。ゼロ～1週間程度。

(7) 給付に際しての手続き

各州とも、一般的にはインターネット又は電話で申請することができる。なお、現在居住している州と異なる州で働いていた場合には、働いていた州(すなわち失業保険税が納税されていた州)に対し、受給申請を行い²⁶⁾、働いていた州の規定に基づき支給されることになる。

□ 貿易調整支援(Trade Adjustment Assistance: TAA)

外国からの輸入増加又は製造現場の海外への移転の影響で失業した労働者や企業に対する支援制度である。ここでは労働省が所管する労働者向け支援について説明す

る。1974年貿易法(Trade Act of 1974)に基づく制度で、2009年2月に成立した2009年貿易及びグローバル化に伴う調整・支援法(Trade and Globalization Adjustment Assistance Act of 2009、以下2009年法という)により2002年貿易調整支援改革法(Trade Adjustment Assistance Reform Act of 2002、以下2002年法という)を改正し、2009年5月18日以降2011年2月14日までの申請に関しては対象者・給付が拡充されていた²⁷⁾。その後2月15日以降の申請については2002年法によるプログラム内容に戻っていたが、10月に2011年貿易調整支援延長法(Trade Adjustment Assistance Extension Act of 2011、以下2011年法という)が成立したことにより、2009年法で拡大された対象業種について、サービス業について再び対象とするなど、一部措置の継続を行い、2013年末まで延長されている。労働者に対しては、速やかに適切な職業に復帰するための職業訓練が行われ、訓練中の手当等も支給される。50歳以上の者は再雇用貿易調整支援(Reemployment Trade Adjustment Assistance: RTAA)を受けることができる²⁸⁾。2011年法においては、

- (a) フルタイムで勤めている、
 - (b) 週20時間以上勤務をしており、かつ貿易調整支援(TAA)プログラム認定の訓練を受けている
- のいずれかを満たす者で、かつ年収が50,000ドル未満の者に対し、解雇前の年収と現在の年収の差額の50%を2年間、最大で10,000ドル給付するものである。

表2-1-9は、2011年法における内容を示したものである。

■26) 連邦失業税法Sec. 3004において、州の失業保険制度が労働長官の認可を得る条件として、他の州に居住していることを事由として失業給付を拒否又は減額してはならない、という項目がある。
■27) 2002年法、2009年法と2011年法の比較については厚生労働省大臣官房国際課(2012)「2010～2011年海外情勢報告」定例報告第2章アメリカを参照のこと。
■28) 2002年法では代替的貿易調整支援(Alternative Trade Adjustment Assistance: ATAA)と呼ばれていた。2009年法により、貿易調整支援(TAA)の訓練が受講可能となったほか、手続の簡素化、給付の拡大が行われた。2011年法では給付水準は2002年法の水準に戻ったものの、引き続き貿易調整支援(TAA)の訓練が受講可能であるなど、他の措置は継続されている。

表 2-1-9 貿易調整支援 (TAA) の内容

| | |
|------------------------------|---|
| 対象者の条件 | ① 製造業・サービス業で働いていた者。又は勤務していた企業が米国国際貿易委員会 (International Trade Commission) により貿易で損害を受けたと認定された者。 ② 外国 (FTA 対象国以外を含む) からの輸入の増加又は外国への製造・サービスの提供の移転により生産活動又は売上の低下により仕事を失った労働者。 |
| 貿易再調整手当 (TRA) ²⁹⁾ | フルタイムの職業訓練を受ける場合、最大で130週 (ただし最後の13週は訓練の成果が良好で修了に必要な場合のみ認められる)。認定後あるいはレイオフ後26週以内に訓練を開始する必要がある。 |
| 訓練を受けなくても貿易再調整手当の受給が可能になる理由 | ① 健康上の事由により訓練を受けられないか修了できない場合 ② 訓練が存在しない場合 ③ 入学時期の関係ですぐに訓練に参加できない場合 |
| 求職費用 ³⁰⁾ | 経費の90% (最大1,250ドル) を上限として州の裁量により支払われる。 |
| 引越費用 ³¹⁾ | 経費の90% 及び一時金として最大1,250ドルを上限として州の裁量により支払われる。 |
| 再雇用貿易調整支援 | 年収が50,000ドル未満の者に対し、解雇前の年収と現在の年収の差額の50%を最大10,000ドル給付。 貿易調整支援の訓練の受講が可能である。 |

資料出所：連邦労働省公表資料を基に厚生労働省大臣官房国際課にて作成。

上記のほか、労働者は保険料の72.5%相当の医療保険税額控除 (Health Coverage Tax Credit: HCTC)³²⁾ を受けることができる。

ハ COBRA (失業期間中の医療保険保障)

公的医療保険制度としては、高齢者及び障害者に対するメディケア (Medicare) 及び一定の条件を満たす低所得者に対する公的扶助であるメディケイド (Medicaid) がある。その他に対する医療保険は、民間医療保険を中心に行われており、事業主が保険料を負担して医療保険のカバーを受けている労働者も多い³³⁾。このように雇用主提供型医療保険により医療保険のカバーを受けていた者は、解雇されると同時に医療保障も失ってしまうことと

なるため、1985年予算調整法 (COBRA: Consolidated Omnibus Budget Reconciliation Act of 1985) の規定により、当該医療保険に継続加入できる仕組みが設けられている。

具体的には、失業直前に勤務していた企業 (20名以上³⁴⁾) から提供されていた医療保険に、解雇後60日以内に申し込み、失業する前に加入していた医療保険の保険料 (事業主負担分を含む) に運営費相当額を加算した額 (医療保険保険料の102%相当額) を労働者本人が負担することで、配偶者を含め、同内容で継続して加入することができる。加入期間は最大18か月 (加入者本人と死別した遺族の場合は36か月)。

ニ 医療保険税額控除 (Health Coverage Tax Credit: HCTC)

貿易調整支援 (TAA) などの受給者や年金給付保証公社³⁵⁾ (Pension Benefit Guaranty Corporation: PBGC) から年金を受給している55歳以上の者を対象として、内国歳入庁が認定した医療保険に加入している場合に、保険料の72.5%を連邦政府が補助する制度である。補助を受ける方法としては、補助部分以外の自己負担分 (27.5%) を毎月内国歳入庁に納入し、内国歳入庁が補助部分と合わせて保険者に納入する方法と、確定申告時に医療保険料の補助分である72.5%を受け取る方式がある。

(6) 職業能力開発対策

イ 概要

各州及び地域が主に担っている。各地域の職業能力開発の中心には労働力投資委員会 (WIB) が存在しており、地域に密着した職業訓練政策の策定や管理、運営を行っている。

■ 29) 支給額は各州における失業保険給付額と同額。
 ■ 30) 通勤可能区域外での求職活動に要する費用を支給するもの。
 ■ 31) 通勤可能区域外での再就職に要する費用を支給するもの。
 ■ 32) 医療保険税額控除については2(5)ニを参照のこと。
 ■ 33) なお、2010年3月に成立した医療制度改革法においては、メディケイド (詳しくは社会保障2(3)ハを参照のこと。) などの拡充や、医療保険エクステンションの創設を通して医療保険加入率の向上が図られているが、国民一般をカバーする公的制度が創設されるわけではないので、医療に関する扶助は引き続き重要な役割を果たすことになる。
 ■ 34) 20名未満の企業に対しては、多くの州が "mini-COBRA" を提供している。
 ■ 35) 企業年金において、年金給付のための資産がない場合や企業が破産に至ったなど困窮した場合に、給付内容を一定額まで保証している。

国際機関による経済動向と今後の見通し

(米労働施策)

ドイツ

フランス

英国

スウェーデン

EU

中国

ロ 労働力投資法プログラムによる職業能力開発対策

(イ) 概要

ワンストップの職業センター（(2)イ参照）を通して、各地域レベルで創設された労働力投資委員会(WIB)が実施する対象者のニーズに沿った就職や進学のための各種

支援に対して連邦政府から財政支援が行われる。1998年に制定された労働力投資法（Workforce Investment Act of 1998: WIA）の中で、プログラムとして、成人向け、非自発的離職者（dislocated worker）向け、若年者向けプログラムを提供することが義務づけられている。

表 2-1-10 労働力投資法によるプログラムの参加者数

| 年度 | 2005年7月～ 2006年6月 | 2006年7月～ 2007年6月 | 2007年7月～ 2008年6月 | 2008年7月～ 2009年6月 | 2009年7月～ 2010年6月 | 2010年7月～ 2011年6月 |
|-----------|---------------------|---------------------|---------------------|---------------------|---------------------|---------------------|
| 参加者数 | 1,632,444 | 2,405,375 | 3,409,240 | 6,068,356 | 8,337,467 | 8,679,237 |
| 成人向け | 272,865 | 230,525 | 209,382 | 225,412 | 103,642 | 105,851 |
| 非自発的離職者向け | 306,968 | 451,949 | 396,158 | 671,786 | 1,158,537 | 1,286,930 |
| 若年者向け | 1,052,611 | 1,722,901 | 2,803,700 | 5,171,158 | 6,950,148 | 7,125,514 |

資料出所：連邦労働省 "WIA Participants by Program PY2005-2010"
注：事業年度は7月から翌年6月となっている。

(ロ) 制度の対象者

非自発的離職者向けプログラム (Dislocated Worker Program) は、工場の閉鎖や経済環境の変化等によって失業した者であり、元の職種で就職できる見通しがなく、失業保険の受給資格があるか、失業保険給付を使い果たした者が対象である。成人向けプログラム (Adult Program) は18歳以上の成人で、米国で合法的に就労できる者が対象である。若年者向けプログラム (Youth Program) については2 (3) ロを参照のこと。

①コアサービスには求職・就職支援（キャリア・カウンセリングを含む）、労働市場の情報（求人状況、就職に有利な技能、地域・国の雇用動向）、利用者の技能及びニーズについての予備的アセスメント、利用可能なサービスの情報、就職後の若干のフォローアップサービスなどが含まれる。また、②集中サービスには、総合的アセスメント、個人別雇用プランの策定、グループ及び個人カウンセリング、ケースマネジメント、短期の職業準備サービスなどがある。

(ハ) 管理運営機関

労働力投資法で定められている連邦政府の権限は、予算配分など狭い範囲に限定されている。実際の就職支援や職業訓練計画の策定などは、州に設置された州労働力投資委員会に委ねられており、州労働力投資委員会の方針に従って、各地域の労働力投資委員会が運営を行っている。

③職業訓練においては、労働力投資法の成立・施行に伴い、2000年7月よりバウチャー制度の一種である個人訓練勘定 (ITA: Individual Training Account) が導入された。職業センターで提供される情報資源を用いただけでは就職できなかった人へのみ、個人訓練勘定 (ITA) を用いる公的職業訓練の必要性が認められ、個人訓練勘定 (ITA) が与えられる。対象者は職業センターのケースマネージャーと相談して、受講する職業訓練の種類と訓練プロバイダを選択する。連邦政府は、個人訓練勘定 (ITA) を受給するためには a から c の要件のいずれかを満たす必要があると定めている。

(ニ) 実施内容

職業センターの提供サービスは、①コアサービス、②集中サービス、③職業訓練の三層構造で、全ての対象者に共通のものとなっている。①コアサービスだけでは仕事が見つからない失業者向けに②集中サービスがあり、①コアサービスと②集中サービスの両方を受けても就業機会を得られない場合の最後の手段として③職業訓練がある。

- a コアサービスを受けた後、最低1回の集中サービスを受け、それらのサービスでは職を得ること又は維持することができないと認定されたこと。
- b 面接、評価又は鑑定及びケースマネジメントの後、職業センターの運営者又はパートナーによって、訓練サービスを受ける必要があり、かつ、選択し

た訓練プログラムを修了する技能と資格があると認定されたこと。

- c 当該地区又は転居希望地区における雇用機会に直結した訓練サービスを選択すること。

なお、bに該当する場合を除き、訓練費用を他の資金源からの無償援助によって得られないか、他の資金源からの無償援助に加えて労働力投資法に基づく援助が必要であることが要件とされている。他の資金源とは、州の訓練補助金、貿易調整支援 (TAA)、ペル奨学金などである。

ハ 登録養成訓練制度 (Registered Apprenticeship)

(イ) 概要

職場での職業訓練 (OJT) とそれに関連した職場外での教育を組み合わせた教育訓練を行うことにより専門職労働者及び熟練工を養成することを目指す養成訓練 (Apprenticeship) 制度である。事業主、労働組合あるいは使用者団体の共同により実施される。養成訓練プログラム (Apprenticeship program) の質及び参加者の福利厚生確保を図るため、連邦政府が一定の基準を定めプログラムの登録を行っていることから登録養成訓練制度 (Registered Apprenticeship) と呼ばれる。

(ロ) 制度の対象者

16歳以上で各養成プログラムでの要件を満たした者。ただし、危険職種では18歳以上。

(ハ) 管理運営機関

プログラムの提供は企業・団体であり、事業主団体・労働組合団体の共同、個々の事業主、個々の事業主と事業主団体との共同など様々な形態がある。また、地方政府が雇用主として参加している場合もある。

(ニ) 実施内容

資金は主に民間事業主及び団体から提供され、連邦政府及び州政府の援助は一般的には限定的なものである。ただし、州によっては独自に参加企業に優遇措置を与えている場合などがある³⁶⁾。なお訓練生は参加している間、雇用される形となり、賃金収入を得られる。

二 貿易調整支援 (TAA) における職業訓練制度

貿易調整支援 (TAA) においては、外国からの輸入増加又は製造現場の海外への移転の影響で失業した労働者が、速やかに適切な職業へ復帰することを目的として職業訓練が提供されている。貿易調整支援 (TAA) についての詳細は2 (5) 口を参照のこと。

ホ 補足的栄養支援事業 (Supplemental Nutrition Assistance Program: SNAP)³⁷⁾ における職業訓練制度

補足的栄養支援事業 (SNAP) の受給者のうち、16～60歳の健常者で就業していない者³⁸⁾ に対して一定期間以上受給するための要件として、職業訓練を受けることが義務づけられている場合がある。

ヘ 貧困家庭一時扶助 (Temporary Assistance for Needy Families: TANF)³⁹⁾ による就職支援訓練

貧困家庭一時扶助 (TANF) における現金給付を受けるためには通常、一定時間以上就業活動や就業につながる活動をしなければならないとされている。各州 (及び郡など) では受給者に対し職業訓練を提供し、福祉の受給から脱し、就業できるようにしている。

ト 州独自の失業者に対する職業能力開発

失業保険給付は2 (5) でも述べたように州が基本的な制度設計をしており、州によっては、解雇され新たな職

■36) 例えば、コネチカット州では、製造業の雇用主に対する最大4,800ドルの税額控除制度がある。詳しくは<http://www.ctdol.state.ct.us/progsupt/appren/taxcr-worksheet.htm>を参照のこと。
 ■37) 補足的栄養支援事業 (SNAP) は、2008年以前はフード・スタンプと呼ばれていた制度で、連邦政府が低所得者世帯に対し食料購入の補助を行う制度である。詳しくは社会保障4及び厚生労働省大臣官房国際課 (2011) 「2009～2010年海外情勢報告」特集アメリカを参照のこと。
 ■38) 失業保険を受けている場合は除く。
 ■39) 貧困家庭一時扶助 (TANF) は、州政府が児童や妊婦のいる貧困家庭に対して現金給付を行う場合に、連邦政府が州政府へ定額補助を行うもので、給付の詳細は州政府が定めている。詳しくは社会保障4及び厚生労働省大臣官房国際課 (2011) 「2009～2010年海外情勢報告」特集アメリカを参照のこと。

国際機関
及び雇用・失業等
の経済
動向と今後の見通し

(米
国)
労働
施策

ド
イ
ツ

フ
ラ
ン
ス

英
国

ス
ウ
エ
ー
デン

E
U

中
国

業に就くに当たり職業訓練が必要であると認められた者等に対し失業保険の給付期間を延長している州がある。延長期間は州により異なるが、概ね26週程度である。また、失業保険受給資格のある者で、自営業者として開業を希望する者に対して、自営業開業支援として失業保険支給額相当分の現金給付に加えて、必要な訓練や事業計画の策定などの開業支援を行っている州がある⁴⁰⁾。

チ ペル奨学金 (Pell Grant)

ペル奨学金は連邦教育省により管理・運営されている奨学金制度である（なお、一般の奨学金とは異なり返済する必要はない。）。所得が低い世帯に属する者（扶養者、被扶養者は問わない。）で、高等学校修了者であり、大学等の学位取得を目指して教育機関に通う者のうち、学士及びそれ以上の学位（専門的な学位を含む。）を持っていない者が対象である。なお、対象者は米国民又は米国永住権保持者、難民などである。2012年7月1日～2013年6月30日までの1年度における最大支援額は5,550ドルで、実際の支援額は所得などから算出される世帯負担期待額(Expected Family Contribution: EFC)⁴¹⁾や授業料、受講期間、受講時間により異なる。

(7) 外国人労働者対策⁴²⁾

イ 制度の概要

外国人労働者受入制度は、一定の資格要件（専門技術保持者が優先される。）を満たした雇用関係移民及び非移民（短期就労者等）に大別できる。入国・滞在と就労については、ビザ (visa) システムにより統一的一元管理を行っており、受入れ可能な外国人の資格要件をビザの種類で区分した上で一定の種類のビザ発給については労働長官が労働市場への影響を判定し、要件審査を行っている。

ロ 受入れが許可される範囲及び許可要件（又は審査基準）

(イ) 移民ビザ

a グリーンカード（永住権）

雇用関係の移民ビザは、以下の (a) ～ (e) の順で優先順位が設けられている。一会計年度に発給されるビザの件数には人数枠（2012会計年度(2011年10月～2012年9月)においては144,951人）が設けられており、この優先順位によりビザが割り当てられる仕組みとなっている。

(a) 卓越技能者

科学、芸術、教育、ビジネス、スポーツの分野において卓越した能力を有する者、国内外で高く評価されている者、当該分野ではトップに位置する、例えて言えば、ノーベル賞のような国際的に広く認知されているような賞を受賞した者がこれに該当する。

(b) 知的労働者

科学、芸術の分野において特出した能力を有し、専門性の高い部類に属する者、ビジネスの分野では、米国の国家経済に貢献しうる能力を持っている者、米国の文化、教育、福祉の分野での貢献が期待できる能力を持つ者がこれに該当する。ビザの申請をする者は、国土安全保障長官が免除した場合などを除き、雇用証明を受けることが必要。米国内の雇用主となる者からの採用の申出が必要で、その者が本人に代わって国土安全保障省のBCIS(市民権・移民サービス局)へビザ申請を行う。

(c) 専門職、熟練労働者

少なくとも2年の熟練経験を有する労働者であり、大学卒以上の学位を有している者、経験が2年未満で未熟練 (unskilled) な労働者であっても、米国内で確保が困難な分野の職務を遂行することができる労働者がこれに該当する。(b)と同様、雇用主になろうとする者が本人に代わり申請し、原則として雇用証明を受けなければならない。

■40) 州における具体例は厚生労働省大臣官房国際課（2011）「2009～2010年海外情勢報告」特集アメリカを参照のこと。

■41) 学生の家族が負担可能と思われる学費の基準額。世帯構成により本人、配偶者、両親の所得・資産などから算出される。詳細は教育省「Federal Student Aid Handbook」(<http://www.ifap.ed.gov/ifap/byAwardYear.jsp?type=fsahandbook&awardyear=2009-2010>)のChapter 3を参照のこと。

■42) 詳細については、厚生労働省大臣官房国際課（2010）「2008～2009年海外情勢報告」特集アメリカを参照のこと。

(d) 特別移民

宗教関係労働者で、米国内で非営利の宗教団体に所属しており、少なくとも2年の経験を有している者がこれに該当する。

(e) 投資家

一定要件を満たした投資家に与えられる。

(f) 非移民ビザ

a 専門的・技術的分野 (H-1B ビザ)

対象者は、科学、薬学、医学・衛生、教育、生物工学、ビジネスなど特殊技能を要する職業に学士以上の学位をもって従事する者である。

年間受入枠が設定されており (65,000人。ただし、米国内で修士以上の学位を得た者については、別途20,000人の枠がある。)、また、外国人労働者の賃金、労働条件等について連邦労働省の許可が必要である。これは、国内労働者の労働条件を悪化させないことを保障するために行われる限定的なもので、後述するH-2A、H-2Bビザのように国内労働者に対する求人を試みることまでは求められていない。⁴³⁾

b 専門的・技術的分野以外

(a) 農業の季節的・一時的労働者 (H-2A ビザ)

国内労働者に対する求人を試みるなどの労働市場テスト⁴⁴⁾が必要である。

(b) 農業以外の季節的・一時的労働者 (H2-B ビザ)

国内労働者に対する求人を試みるなどの労働市場テストが必要である。また、受入れ枠として年間66,000人が設定されている。

c 帰国奨励、規制強化策等

1986年の移民法改正により、新たに労働者を雇用する際に本人 (米国人を含む。) の米国での就労の権利の有

無をチェックすることを使用者に義務付けた。1988年6月から、不法移民を故意に雇用すると処罰の対象となっている。

1996年には、密入国者に対する厳罰化など不法移民の取り締まり強化等を内容として移民法が改正された (1997年4月施行)。

一方、1,000万人を超すとされている不法移民対策を含む移民制度改革については、その必要性は指摘されているものの、大量にいるヒスパニック系移民についてどう対応するかなどを巡り、民主党と共和党間での対立もあり進んでいない。このため、アリゾナ州など一部の州では独自に不法移民取締法を制定するなどの動きを見せているが、2012年6月の連邦最高裁判決により、アリゾナ州の州法は一部を除き違憲とされた。

2012年6月には、親に連れられ入国した若者のうち、高校を卒業した者等に対し、一定の条件の下で永住権を与えることを内容とした移民制度改革法案 (DREAM Act) の審議が議会で滞っていることから、オバマ大統領は同法成立までの暫定的な措置として、

- ・16歳未満で渡米して5年以上経過している
- ・現在30歳未満
- ・学生であるか、高校を卒業したか、高校卒業資格 (GED) を取得しているか、軍隊から名誉除隊をしている
- ・重大な犯罪又は複数回の軽微な犯罪を起こしていない

の条件を全て満たす者に対し、国外追放の2年間の猶予を行う大統領令を発令した。

(8) 雇用における平等の確保⁴⁵⁾

イ 1964年公民権法 (The Civil Rights Act of 1964) 第7編

州際通商に影響を与える産業に従事し、当年又は前年において20週以上の各労働日に15人以上を使用する使用者 (employer)⁴⁶⁾ が、人種、皮膚の色、宗教、性、又は出身国を理由として、個人を雇用しないこと又は雇用

■43) なお、2008年の世界金融危機時に実施された不良資産買取りプログラム (TARP: The Troubled Assets Relief Program) を受けている企業はH-1Bビザによる労働者を雇用することに制約を加えられている。

■44) 労働市場テストとは、就労目的の外国人を受け入れる場合に、国内労働市場では求人が充足できないことを確認することをいう。国内労働市場で求人が充足できない場合のみ、当該外国人を受け入れる。

■45) 詳しくは中窪裕也「アメリカ労働法 [第2版]」、弘文堂 (2010) を参照のこと。

■46) 第7編第701条 (a)。

を拒否すること、個人を解雇すること、又はその他の形で、雇用における報酬、条件、権利について個人を差別することを禁止している⁴⁷⁾。また、個人の雇用機会を奪うことや、その他被用者としての地位に不利な影響を与えるような方法で、使用者又は求職者を、制限、隔離又は分類することも禁止している。

上記「性を理由として」には、「妊娠、出産又はこれらに関連する健康状態」を理由とする場合も含むことなどが定められている⁴⁸⁾。

□ 1963年同一賃金法(The Equal Pay Act of 1963)

同じ事業所内で「その遂行のために同一の技能、努力及び責任を要し、かつ同様の労働条件の下で行われる職務」における同一労働に対して、性別に基づいて労働者に同一でない賃金を支払うことを違法としている。

ハ 1967年雇用における年齢差別禁止法(Age Dis-

crimination Act of 1967)

使用者が40歳以上の労働者に対し、年齢を理由とする差別を行うことを禁止している。

ニ 1990年障害を持つ米国人法(Americans with Disabilities Act of 1990)

使用者が、障害を持つ資格要件を満たす者(qualified individual)に対し、障害を理由とする一切の雇用上の差別を禁止している。

3 労働条件対策

(1) 賃金・労働時間及び労働災害の動向

週当たり名目賃金(民間非農業、生産及び非管理部門労働者)の上昇率は、2002年以降2%台で推移していたが、2006年には4.3%まで上昇した。その後、世界金融危機の影響などにより2009年は1.5%となったが、その後は回復し、2010年は3.2%、2011年は2.8%となっている。

表2-1-11 賃金、消費者物価上昇率及び労働時間の推移

| 年 | 2002 | 2003 | 2004 | 2005 | 2006 | 2007 | 2008 | 2009 | 2010 | 2011 |
|------------------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|
| 消費者物価上昇率 | 1.6 | 2.3 | 2.7 | 3.4 | 3.2 | 2.8 | 3.8 | -0.4 | 1.6 | 3.2 |
| 週当たり労働時間(民間非農業) | 33.9 | 33.7 | 33.7 | 33.8 | 33.9 | 33.9 | 33.6 | 33.1 | 33.4 | 33.6 |
| 週当たり所定外労働時間(製造業) | 4.2 | 4.2 | 4.6 | 4.6 | 4.4 | 4.2 | 3.7 | 2.9 | 3.8 | 4.1 |
| 週当たり賃金(民間非農業) | 506.75 | 518.06 | 529.09 | 544.33 | 567.87 | 590.04 | 607.95 | 617.18 | 636.92 | 654.87 |
| 同上昇率 | 2.6 | 2.2 | 2.1 | 2.9 | 4.3 | 3.9 | 3.0 | 1.5 | 3.2 | 2.8 |

注：労働時間及び賃金の統計はいずれも生産及び非管理部門労働者の数値。
資料出所：連邦労働省労働統計局(BLS)ホームページ

労働災害の発生件数(民間部門)は近年減少傾向にあり、2010年に93.3万件余りとなった。

表2-1-12 労働災害の件数

| 年 | 2003 | 2004 | 2005 | 2006 | 2007 | 2008 | 2009 | 2010 | 2011 |
|--------------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|
| 労働災害発生件数(千件) | ... | ... | ... | ... | ... | 1,355.8 | 1,238.5 | 1,191.1 | 1,181.3 |
| うち民間部門(千件) | 1,315.9 | 1,259.3 | 1,234.7 | 1,183.5 | 1,158.9 | 1,078.1 | 965.0 | 933.2 | 908.3 |
| 労働災害死亡件数(件) | 5,575 | 5,764 | 5,734 | 5,840 | 5,657 | 5,214 | 4,551 | 4,690 | 4,609 |

注1：労働災害発生件数は休業期間を伴うもので、死亡した案件を除く。2007年以前は政府は対象外。

注2：労働災害死亡件数の2011年の値は速報値。

資料出所：連邦労働省労働統計局(BLS)"Census of Fatal Occupational Injuries"

"Nonfatal Occupational Injuries and Illnesses Requiring Days Away From Work"

■47) 第7編第703条(a)。

■48) 1978年の妊娠差別禁止法(The Pregnancy Discrimination Act of 1978)により、公民権法に追加されたもので、公民権法第7編第701条(k)で規定されている。

(2) 最低賃金制度

連邦制度と州制度とがある。連邦制度は、1938年公正労働基準法（Fair Labor Standards Act of 1938：FLSA）によるもので、労働省賃金時間部が所掌する。州によっては連邦最低賃金を上回る額を州法で定めており、この場合は州法が優先される。

2009年7月24日、労働省は、連邦最低賃金を7.25ドルに引き上げた。これは2007年の法改正による段階的引き上げの最後の改定である。

なお、近年の最低賃金額は下表のとおり。

表 2-1-13 近年の連邦最低賃金の引き上げ時期と額

| 年 | 月日 | 最低賃金水準 |
|-------|-------|--------|
| 1981年 | 1月1日 | 3.35ドル |
| 1990年 | 4月1日 | 3.80ドル |
| 1991年 | 4月1日 | 4.25ドル |
| 1996年 | 10月1日 | 4.75ドル |
| 1997年 | 9月1日 | 5.15ドル |
| 2007年 | 7月24日 | 5.85ドル |
| 2008年 | 7月24日 | 6.55ドル |
| 2009年 | 7月24日 | 7.25ドル |

資料出所：連邦労働省

※1997年～2007年の約10年間は改定なし。

連邦最低賃金の適用範囲については、①州を越えて営業する企業、又は州を越えて流通する商品を製造する企業、②連邦、州、地方自治体、病院、学校、③年商50万ドル以上の事業所等となっている。管理職、専門職等は連邦最低賃金の対象から除外されている。詳しくは（3）口を参照のこと。

(3) 労働時間制度

連邦公正労働基準法（FLSA）は、週法定労働時間、割増賃金等を定めているが、労働時間の上限、休息、休日、年次有給休暇、深夜労働について規定する連邦法は存在しない。なお、連邦最低賃金と同様に、適用範囲については、①州を越えて営業する企業、又は州を越えて流通する商品を製造する企業、②連邦、州、地方自治体、病院、学校、③年商50万ドル以上の事業所等となっている。

一部の州では休日、一部産業での労働時間などに制限

を課している。

以下は連邦公正労働基準法に基づく定めである。

イ 法定労働時間

法定労働時間は週40時間とされている。

ロ ホワイトカラー労働者に係る適用除外

管理職、専門職等については、最低賃金、割増賃金及び実労働時間に関する記録保存義務の規定の適用を受けない（ホワイトカラー・エグゼンプション）⁴⁹⁾。

ホワイトカラー・エグゼンプションには、「管理的エグゼンプション」、「運営職エグゼンプション」、「専門職エグゼンプション」、「コンピュータ・技術者エグゼンプション」及び「外商エグゼンプション」の5類型がある。これらに共通する主たる要件は次のとおりである。

- ① ブルーカラー労働者でないこと
- ② 週当たり455ドル以上の率で「俸給基準」により賃金支払がなされていること（ただし、これは外商エグゼンプションの要件とはなっていない。）。俸給基準とは、実際に労働した日数や時間にかかわらず、あらかじめ定められた金額を支払うことをいう。なお、コンピュータ・技術者エグゼンプションで時給契約の場合は時給27.63ドル以上の賃金が支払われていることが基準とされている。

(イ) 管理職エグゼンプション（Executive Exemption）

次の3つの要件を満たすこと。なお、年間賃金総額10万ドル以上の者は、①～③の要件のいずれかを満たせば足りる。

- ① 主たる職務が、当該被用者が雇用されている企業又は慣習的に認識された部署又はその下位部門の管理であること
- ② 通常的に、2人以上のフルタイム被用者相当の労働を指揮管理していること
- ③ 被用者を採用若しくは解雇する権限を有するか、又は他の被用者の採用若しくは解雇、及び昇級、昇進その他処遇上のあらゆる変更に関して、その

■49) 連邦公正労働基準法Sec. 13(a)(1)及び(17)。

者の提案及び勧告に対し特別な比重が与えられていること

(D) 運営職エグゼンプション (Administrative Exemptions)

次の2つの要件を満たすこと。なお、年間賃金総額10万ドル以上の者は、①又は②の要件のいずれかを満たせば足りる。

- ① 主たる職務が、使用者若しくは顧客の管理又は事業運営全般に直接的に関連するオフィス業務若しくは非肉体的労働の履行であること
- ② 主たる職務が重要な事項に関する自由裁量及び独立した判断の行使を含むものであること

(H) 専門職エグゼンプション (Professional Exemption)

学識専門職エグゼンプション (法律、薬学、神学、会計、工学、物理学、化学、生物学等の専門的な教育を受ける必要があると見なされる職種に適用)、創造業務エグゼンプション (知的創造が必要であると見なされる職種に適用) がある。

(C) コンピュータ・技術者エグゼンプション (Computer Employee Exemption)

コンピュータ・システムアナリスト、プログラマー、ソフトウェア・エンジニア等のコンピュータ関係の高度技能労働者を対象としている。

(O) 外商エグゼンプション (Outside Sales Exemption)

主な仕事が販売などの営業であり、習慣的(customarily)かつ定期的(regularly)に事業所の所在地とは離れた場所で従事している者を対象としている。

ハ 時間外労働

使用者は、週40時間を超える労働に対して、50%の割増賃金を支払わなければならない。

なお、連邦法上、時間外労働に係る上限規制はない。

ニ 弾力的労働時間制度

労働協約によって26週単位及び52週単位の変形労働

時間制を定めることが認められている。

(4) 労災保険制度

イ 概要

労災保険制度は各州法によって定められている。連邦法では連邦政府職員、港湾労働者及び炭鉱労働者のじん肺による労災補償に関する制度は定められているが、例えば失業保険制度などのように連邦法により一般労働者に対する労災保険制度のガイドラインが定められている訳ではない。

ロ 管理運営主体

一般的な労災保険制度の場合、州当局であるが、3州においては裁判所が管理を行っている。保険の運営主体は州により異なり、州が運営する保険に加入する州 (ワシントン州など)、州が運営又は州政府により認可された民間保険のいずれかに加入する州 (カリフォルニア州など)、民間保険に加入する州 (ニュージャージー州など) がある。なお上記に関わらず、事業主自らが自家保険により州法で定められた給付を行うことが3州を除いて認められている。

ハ 財源

ワシントン州など2州で本人負担があるほかは、事業主のみの負担 (保険料) である。一般的には保険料は事業の内容や労働災害発生状況に応じて決められる。

ニ 制度の対象者

労働者一般 (公務員含む)。州により異なるが、農業労働者、家庭内労働者、小規模事業主などの場合適用が除外されている場合がある。なお、テキサス州においては労災保険制度に加入することが義務づけられていない。

ホ 最低加入期間

受給するために必要な加入期間は職業性疾病を除けば特に定められていない。なお、例外的な場合を除き、通勤途中での事故は労働災害補償の給付対象外である。

ヘ 給付内容

給付内容は州によって異なるが、多くの場合は以下の

国際機関による経済動向と今後の見通し

米 (労働施策) 国

ドイツ

フランス

英国

スウェーデン

EU

中国

とおりとなっている。

(イ) 一時的な労働不能給付

多くの州で収入の66.6%が支給される。待機期間は州により3～7日で、労働不能状態が一定の期間（州により4日～6週間）継続した場合に、遡及して支払われる。2割の州では何らかの形で被扶養者に対する支給が行われている。最大支給額は州により異なる。

(ロ) 永久的な労働不能給付

多くの州で収入の66.6%が障害年金として支給されるが、9州で支給期間の上限が104週間から500週間の間で定められている。なお、一部障害の場合は就業能力の喪失度合いにより減額される。

(ハ) 医療給付

医療給付は必要と見なされる限り給付される。

(ニ) 遺族年金

寡婦（夫）に対し亡くなった者の所得の35～70%が支払われる。扶養する子供がいる場合には同60～80%が支給される。

(ホ) 物価スライド制

8割の州制度においては、各州における賃金の伸びに応じて、上記給付額が増加する。

(5) 解雇規制

イ 個人的理由に基づく解雇（普通解雇）

コモン・ロー（判例法）上の「随意雇用の原則（employment at will）」により、期間の定めのない雇用契約においては、事業主はいついかなる理由によっても労働

者を解雇することができる。特にその旨の合意がない限り、事前の予告も要求されない。

ただし、連邦法や州法により、一定の理由については解雇が禁止されている。禁止されている代表的な解雇理由としては、

- ・人種・皮膚の色、宗教、性⁵⁰⁾及び出身国を理由とする解雇（1964年公民権法第7編）
- ・年齢を理由とする解雇（1967年雇用における年齢差別禁止法⁵¹⁾）
- ・組合加入や組合活動を理由とする解雇⁵²⁾（全国労働関係法(National Labor Relations Act)）
- ・事業主の不法行為を当局に通報した場合の解雇（サーベンス・オクスリー法(Sarbanes-Oxley Act)及び各州法）などがある。

ロ 経済的理由に基づく解雇（整理解雇）

随意雇用の原則により、事業主は労働者を経営上の必要に応じて自由に人員整理を行うことができる。通常は、雇用関係を完全に断絶してしまう解雇(discharge; termination)ではなく、雇用契約を終了するが、後にリコール(recall)することが予定されているレイオフ(layoff)⁵³⁾を用いることが一般的である。レイオフには最初から期限付きでリコールされる日が決まっている場合もあれば、無期限のレイオフがなされた後、リコールされずに雇用関係が回復しない場合もある。

一定の要件に該当する大規模な事業所閉鎖やレイオフを予定する事業主は、労働者調整・再訓練予告法（Worker Adjustment and Retraining Notification Act : WARN Act）⁵⁴⁾に基づき、事前にその旨を労働者又は労働者代表に通知しなければならない。

事前通知を義務付けられるのは、100人以上のフルタイム⁵⁵⁾労働者を雇用する事業主、又はパートタイム⁵⁶⁾

■50) 妊娠、出産又はこれらに関連する健康状態であることを理由とする場合を含む。
 ■51) 強制的な定年退職制度は、ごく一部の例外（上層の管理職を退職前に2年間勤めた65歳以上の者で、年間44,000ドルの退職年金等を受け取れる者）を除き違法である。
 ■52) 差別の禁止であり、不利益取扱いの禁止にとどまらない。したがって、組合員を優遇した場合でも不当解雇に該当する。
 ■53) 再び同じ職に戻る場合があるというその性格から一時解雇などとも呼ばれる。
 ■54) 労働者調整・再訓練予告法は、大規模な事業所閉鎖やレイオフ（以下「レイオフ等」という。）が、それにより職を失う労働者及び地域社会に与える悪影響に堪がみて1988年に制定された。
 ■55) 労働者調整・再訓練予告法におけるフルタイム労働者とは、労働時間が週20時間以上かつ過去1年間の勤務期間が6か月以上である労働者のことをいう。
 ■56) 労働者調整・再訓練予告法におけるパートタイム労働者とは、労働時間が週20時間未満又は過去1年間の勤務期間が6か月未満である労働者のことをいう。

国際機関による経済動向と雇用・失業等の見通し

(米) 労働施策

ドイツ

フランス

英国

スウェーデン

EU

中国

労働者を含めて100人以上の労働者を週当たりの総計で（時間外労働を除き）4,000時間以上雇用する事業主である。

事前通知が必要となるのは、

- ① 50人以上のフルタイム労働者が雇用を喪失する事業所閉鎖 (plant closing)。事業所閉鎖には永久的閉鎖のほか、一時的閉鎖を含む。
- ② フルタイム労働者の3分の1以上でかつ50人以上が雇用を喪失するレイオフ。
- ③ 500人以上が30日間にわたって雇用を喪失するレイオフ。

である。

事前通知は、レイオフ等の実施予定日の60日以上前に行わなければならない。ただし、使用者が予測不能の状況の変化によりレイオフを実施する場合等はこの限りではない。

労働者調整・再訓練予告法の規定に反して事前通知がない状態でレイオフ等が行われた場合、労働者は民事訴訟を提起して、予告の不足日数の賃金及び諸給付を請求することができる。

(6) 出産休暇及び育児休暇制度

「家族及び医療休暇法」(The Family and Medical Leave Act: FMLA) に基づき取得できる12週間の休暇の理由の一つとして、出産、家族の介護や本人の療養と

ともに育児が位置付けられている。

育児休暇については、子の誕生から1年以内に取得することとされており、取得期間の分割、時間単位での取得が可能であるなど柔軟な仕組みとなっている。

なお、連邦レベルでは休業給付に関する規定は特にないが、州が運営する保険から休業期間中、労働者に対し賃金の一定割合の額の給付を行う制度を設けている州もある⁵⁷⁾。

4 労使関係施策

(1) 労使団体

イ 労働組合員数及び組織率

米国では、一部の州で「労働権法」(Right-to-Work Law: 労働協約において、労働組合が非組合員から団体交渉コストを費用徴収できる旨を定めることを禁ずる州法) が制定されていることや、労働組合排他的交渉代表制度がとられており、交渉単位内で多数の労働者の支持を得なければ団体交渉ができず、労働組合結成の意味がないことなどから、労働組合の組織率は世界的にみて低い水準である。また、労働組合の組織率が相対的に高い政府部門や建設業、製造業で雇用者数が減少してきたこともあり、労働組合組織率は減少傾向にある。労働組合組織率は2011年には11.8%となっている。民間部門に比べ政府部門における組織率が高くなっている。

ロ 労働者団体

■57) 例として、カリフォルニア州で行われている制度がある。詳しくは http://www.edd.ca.gov/Disability/Paid_Family_Leave.htm を参照のこと。

表 2-1-14 労働組合組織率

(千人、%)

| 年 | 2010 | | | 2011 | | |
|------------------|---------|--------|------|---------|--------|------|
| | 被用者数計 | 組合員数 | 組織率 | 被用者数計 | 組合員数 | 組織率 |
| 計 | 124,073 | 14,715 | 11.9 | 125,187 | 14,764 | 11.8 |
| 男女別 | | | | | | |
| 男性 | 63,531 | 7,994 | 12.6 | 64,686 | 8,006 | 12.4 |
| 女性 | 60,542 | 6,722 | 11.1 | 60,502 | 6,758 | 11.2 |
| 人種別 | | | | | | |
| 白人 | 101,042 | 11,865 | 11.7 | 101,768 | 11,853 | 11.6 |
| 黒人もしくはアフリカ系アメリカ人 | 14,195 | 1,896 | 13.4 | 14,249 | 1,927 | 13.5 |
| アジア系 | 5,900 | 645 | 10.9 | 6,153 | 623 | 10.1 |
| ヒスパニックもしくはラテン系 | 18,263 | 1,820 | 10.0 | 18,733 | 1,826 | 9.7 |
| 勤務形態別 | | | | | | |
| フルタイム労働者 | 99,531 | 13,125 | 13.2 | 100,457 | 13,177 | 13.1 |
| パートタイム労働者 | 24,351 | 1,560 | 6.4 | 24,502 | 1,557 | 6.4 |
| 職業別 | | | | | | |
| 管理・専門的職業 | 44,871 | 5,867 | 13.1 | 45,520 | 5,896 | 13.0 |
| 管理職 | 16,684 | 782 | 4.7 | 17,196 | 851 | 4.9 |
| 専門職 | 28,187 | 5,085 | 18.0 | 28,324 | 5,045 | 17.8 |
| サービス職 | 22,463 | 2,467 | 11.0 | 22,508 | 2,429 | 10.8 |
| 販売・事務職 | 30,673 | 2,113 | 6.9 | 30,580 | 2,114 | 6.9 |
| 農林水産、建設、保守職 | 10,879 | 1,808 | 16.6 | 10,955 | 1,838 | 16.8 |
| 製造・運輸職 | 15,186 | 2,460 | 16.2 | 15,625 | 2,487 | 15.9 |
| 産業別 | | | | | | |
| 民間 | 103,040 | 7,092 | 6.9 | 104,737 | 7,202 | 6.9 |
| 鉱業 | 695 | 55 | 8.0 | 780 | 56 | 7.2 |
| 建設業 | 6,103 | 801 | 13.1 | 6,244 | 874 | 14.0 |
| 製造業 | 13,252 | 1,418 | 10.7 | 13,599 | 1,424 | 10.5 |
| 卸売・小売業 | 17,800 | 860 | 4.8 | 18,002 | 859 | 4.8 |
| 運輸、電気・ガス・水道業 | 5,195 | 1,134 | 21.8 | 5,239 | 1,108 | 21.1 |
| 情報産業 | 2,743 | 265 | 9.6 | 2,756 | 279 | 10.1 |
| 金融・その他 | 8,072 | 160 | 2.0 | 8,086 | 132 | 1.6 |
| 専門的・事業所向けサービス | 11,738 | 315 | 2.7 | 12,171 | 250 | 2.1 |
| 教育・医療・福祉 | 19,804 | 1,608 | 8.1 | 19,855 | 1,715 | 8.6 |
| 娯楽業、宿泊・飲食業 | 11,111 | 301 | 2.7 | 11,355 | 305 | 2.7 |
| その他サービス | 5,397 | 158 | 2.9 | 5,467 | 184 | 3.4 |
| 政府 | 21,033 | 7,623 | 36.2 | 20,450 | 7,562 | 37.0 |

資料出所：連邦労働省労働統計局 (BLS) ホームページ

主なナショナルセンターには、米国労働総同盟産別会議 (American Federation of Labor and Congress of Industrial Organizations: AFL-CIO)⁵⁸⁾ と勝利のための変革 (Change to Win Federation: CtW)⁵⁹⁾ がある。

八 使用者団体

使用者団体の全国組織は、労使関係に大きな影響を及ぼすというよりも、もっぱら議会に対するロビー活動が

主な活動となっている。これは、団体交渉が主に企業若しくは地域レベルで行われているためである。使用者団体の主要組織として、全米商工会議所 (U.S. Chamber of Commerce) がある。

(2) 労働争議の発生件数等

労働争議 (参加人数1,000人以上) の発生状況に関しては、ここ数年争議件数が20件前後で推移していたもの

- 58) 米国労働総同盟産別会議は、米国における最大の労働組合の全国中央組織 (ナショナルセンター)。職業別組合方式を目指す AFL (米国労働総同盟) と、産業別組合方式を進める CIO (産業別組織会議) が歩み寄り、1955年に合併し発足。1995年に就任したスウィニー前会長の後任として、現在は2009年9月の定期大会で会長に選出されたリチャード・トラムカ氏 (前書記長) が会長を務めている。
- 59) 勝利のための変革は、2005年に米国労働総同盟産別会議 (AFL-CIO) 傘下の5つの産業別労働組合が米国労働総同盟産別会議 (AFL-CIO) を脱退し結成した。2010年以降はジョセフ・T・ハンセン氏が委員長を務めている。

の、2009年には5件と、1947年の統計開始以来最低の水準となり、参加人員、労働損失日数も共に1947年の統計開始以来最低の水準となった。2011年は通信大手ベライゾン社においてストライキが行われたことなどか

ら、2010年より参加人数、労働損失日数ともに大幅に増加した。

5 労働施策をめぐる最近の動向 ……………

表 2-1-15 労働争議件数等の推移

| 年 | (件、千人、千人日) | | | | | | | | | | |
|--------|------------|-------|-------|--------|-------|-------|-------|-------|------|------|-------|
| | 1985 | 1990 | 1995 | 2000 | 2005 | 2006 | 2007 | 2008 | 2009 | 2010 | 2011 |
| 争議件数 | 54 | 44 | 31 | 39 | 22 | 20 | 21 | 15 | 5 | 11 | 19 |
| 参加人員 | 324 | 185 | 192 | 394 | 100 | 70 | 189 | 72 | 13 | 45 | 113 |
| 労働損失日数 | 7,079 | 5,926 | 5,771 | 20,419 | 1,736 | 2,688 | 1,265 | 1,954 | 124 | 302 | 1,020 |

資料出所：連邦労働省労働統計局(BLS)ホームページ
注：1,000人未満の労働争議を除く。

(1) オバマ大統領の二期目の公約

大統領選挙にあたり、オバマ大統領は、民主党・党大会の演説で掲げた公約において、2016年までに100万人の製造業の新規雇用を生み出すため、以下の政策を実施するとしている。

- ・法人税改革を行い、国内で製造する企業については税率を約1/4下げる。財源は優遇税制の廃止及び不必要な控除の廃止により賄う。
- ・海外に雇用を移転する企業に対する課税所得控除を廃止し、米国内に雇用をもたらす企業に対する税額控除を設ける。
- ・開設予定のオハイオ州Youngstownの施設をはじめとする、15～20程度の製造業技術革新研究所(Manufacturing Innovation Institutes)間で新たなネットワークを設け、企業と研究を行う大学を結びつけることにより、国内で次世代の製品が開発され生産されることを確かなものとする。
- ・コミュニティー・カレッジ及び学費援助に対する新規投資を行うことを通じ、数百万人単位で技能労働者の訓練を行う。
- ・米国内における安定的かつ廉価なエネルギー資源の創造に向けて、あらゆる戦略を追求する。

選挙でオバマ大統領は再選を果たし、民主党は上下院で勢力を伸ばしたものの、下院は依然として共和党が過

半数を占めており、引き続き民主党と共和党の対立が続く中、公約を実施するための施策の実行は難航することが予想される。

(2) 失業保険の給付期間延長措置及び社会保障税⁶⁰⁾の減税措置について

2010年12月17日に成立した2010年減税・失業保険再授権・雇用創出法(The Tax Relief, Unemployment Insurance Reauthorization, and Job Creation Act of 2010)では、失業保険の給付期間を最大99週間とする措置(EUC 2008)が2012年1月3日まで延長され、社会保障税(Social Security Tax)の本人負担分は2011年に限り2パーセント・ポイント減税し、4.2%とされた。

これらの措置の延長については、社会保障税の減税措置のみを対象とするのか、失業保険の給付期間延長も含めるのかといった範囲の問題、及び財源をどうするのかを巡り、大統領及び上下院の間で様々な意見の対立があったが、12月末になり、暫定措置として延長が行われた後、2012年2月に成立した2012年中間層減税・雇用創出法(Middle Class Tax Relief and Job Creation Act of 2012)により失業保険の給付期間延長措置は一部縮小の上、2013年1月2日まで、社会保障税の減税措置は2012年末まで延長された。

新規措置がなされない場合、ブッシュ大統領の時代に

■60) 社会保障税の詳細については社会保障2(2)イを参照のこと。

行われた減税措置の終了、2011年財政管理法による自動調整措置による防衛・メディケア歳出削減の実施⁶¹⁾と同時に措置が期限切れとなるため、景気に悪影響を及ぼすとの指摘があった。この解決策として、2012年12月に、オバマ大統領は、年間所得40万ドル以上の者に対する税率の引き上げ、老齢・遺族・障害年金(OASDI: Old-Age, Survivors and Disability Insurance)⁶²⁾等の物価スライドに用いる指標の変更⁶³⁾による財政赤字の削減、失業保険給付期間延長措置の1年延長を含む案を提案した。この提案には社会保障税の減税措置の延長は含まれていない。一方、共和党側は、税率引き上げを年間所得100万ドル以上の者に限ることや、メディケア⁶⁴⁾の給付開始年齢の引き上げを求める一方、失業保険給付期間延長措置の更なる延長には慎重な姿勢であった。

2013年1月1日に、年間所得40万ドル(夫婦合算申告⁶⁵⁾の場合45万ドル)以上の者に対する税率引き上げ、自動調整措置による歳出削減の2か月先延ばし、失業保険給付期間延長措置の1年延長、雇用機会税控除(WOTC)⁶⁶⁾などの各種税控除の延長を内容とする2012年米国納税者救済法(American Taxpayer Relief Act of 2012)が議会を通過し、3日に大統領の署名を受けたことで、ひとまず危機は回避された。社会保障税の減税措置は継続されていない。

しかし、このままでは3月には自動調整措置による歳出削減が実施される。また、昨年末に債務上限に達したことが財務省により明らかにされており、予断を許さない状況が続いている。

(参考文献)

- ・ 連邦商務省経済分析局 (<http://www.bea.gov/>)

- ・ 連邦労働省労働統計局 (<http://www.bls.gov/>)
- ・ 連邦労働省 (<http://www.dol.gov/>)
- ・ 内国歳入庁 (<http://www.irs.gov/>)
- ・ 連邦教育省のペル奨学金に関するウェブサイト (<http://www2.ed.gov/programs/fpg/index.html>)
- ・ 米国市民権・移民業務局 (<http://www.uscis.gov/portal/site/uscis>)
- ・ 米国社会保障庁 "Social Security Programs Throughout the World: The Americas, 2011"
- ・ 米国議会調査局 (Congressional Research Service) "Vulnerable Youth: Employment and Job Training Programs"
- ・ 内閣府政策統括官(共生社会政策担当)「ユースアドバイザー(仮称)の研修・養成プログラムの開発に向けた調査研究報告書」
- ・ 中窪裕也「アメリカ労働法[第2版]」、弘文堂(2010)
- ・ 厚生労働省大臣官房国際課(2010)「2008～2009年海外情勢報告」
- ・ 厚生労働省大臣官房国際課(2011)「2009～2010年海外情勢報告」

■61) 2011年8月に2011年財政管理法により債務上限が引き上げられた際、同時に10年間で9170億ドル相当の歳出削減を行うこととされた。また同法では、超党派の上下院両院議員をメンバーとする超党派委員会において、10年間で1.5兆ドル相当の歳出削減の具体策を2011年11月末までにまとめることとされていた。超党派委員会で合意がみられず、かつ財政均衡に関する憲法修正条項が議会を通過していない場合には自動調整措置により防衛・メディケアを含めた歳出削減が2013年1月から実施されることとされていた。超党派委員会での合意も憲法修正動議の議会通過もなかったため、このままでは自動調整措置の実施が予定されていた。

■62) 日本の公的年金に相当。老齢・遺族・障害年金の詳細については社会保障2(2)イを参照のこと。

■63) 現在は賃金労働者消費者物価指数(CPI-W)が用いられているが、これを連鎖消費者物価指数(Chained CPI)に変えるというもの。連鎖消費者物価指数(Chained CPI)は物価が高い際に安い品を買う行為を反映させたもので、上昇率は小さくなる。なお、一般的に消費者物価指数として用いられているのは都市消費者物価指数(CPI-U)。

■64) メディケアは高齢者等の医療を保障する制度である。詳細については社会保障2(3)ロを参照のこと。

■65) 連邦財務省内国歳入庁への所得税申告において、夫婦が所得を合算したうえで申告を行う方式のことをいう。

■66) 詳しくは2(2)ロを参照のこと。